

判定手数料規程 (い)

構造計算適合性判定を要する建築物毎の手数料 (単位：円)		
建築物(※1)毎の 延べ面積(※2)	構造計算が大臣認定 プログラムによって 行われたもの	構造計算が左記以外の方法に よって行われたもの
200 m ² 以下	115,300	152,200
200 m ² 超え 500 m ² 以下	130,100	182,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	145,000	211,600
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	159,900	241,400
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	181,400	288,400
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	228,800	383,100
50,000 m ² 超え	386,800	703,600

※1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※2 「延べ面積」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積)とする。

附則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。(い)